

## 資料編

---

## 1. 都市公園の種類・一覧表

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250m の範囲内で1箇所あたり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で1箇所あたり面積 2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 1km の範囲内で1箇所あたり面積 4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所あたり面積 10～50ha を標準として配置する。
広域公園		主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈など広域的なブロック単位ごとに1箇所あたり面積 50ha 以上を標準として配置する。
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。ただし、既存市街地などにおいて良好な樹林地等がある場合、あるいは植樹により都市にみどりを増加または回復させ、都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあっては、その規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
緑道		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区または近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路または自転車路を主体とする緑地で、幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場などを相互に結ぶよう配置する。

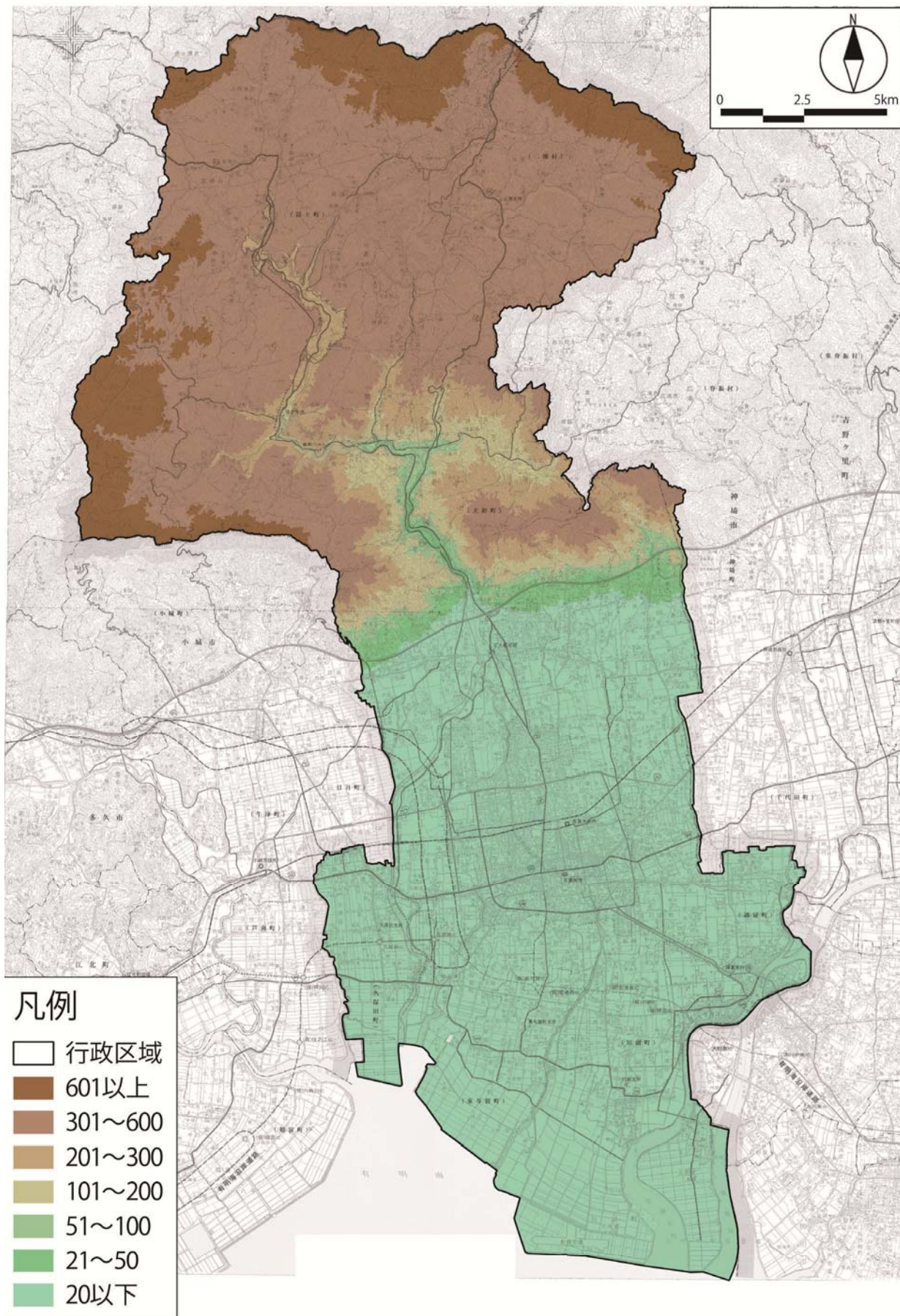
注) 近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね 1 km 四方(面積 100ha)の居住単位  
国土交通省ホームページより、佐賀市に存在する都市公園の種類を抜粋して作成

(平成28年4月1日現在)

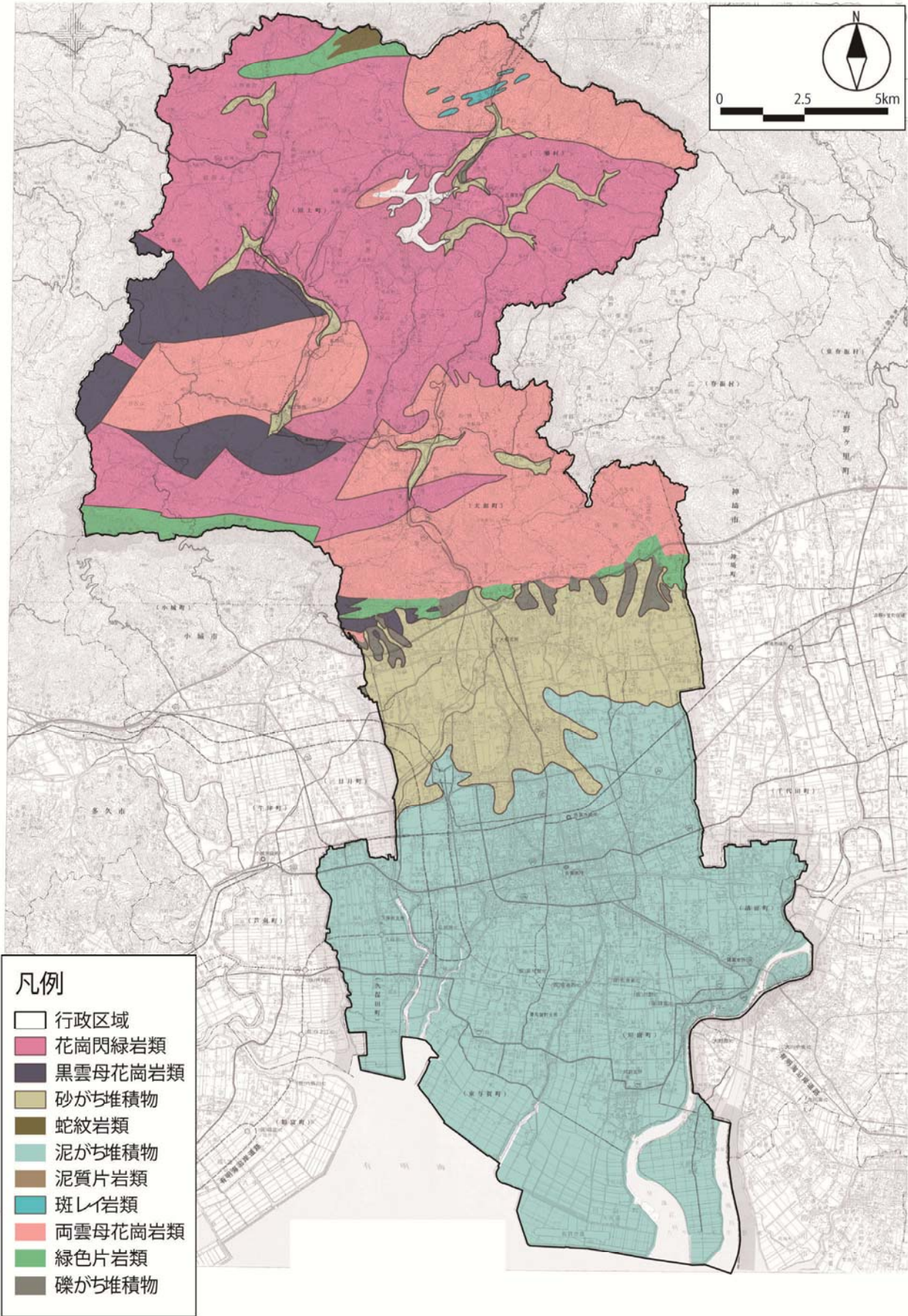
区 分	公 園 名	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	開設日
街 区 公 園	中の小路公園	0.22	0.22	S49.6.1
	堀江公園	0.16	0.16	S50.4.1
	三溝公園	0.26	0.26	S53.1.1
	古賀公園	0.17	0.17	S53.1.1
	新家公園	0.29	0.29	S52.6.1
	草場公園	0.20	0.20	S57.4.1
	大藤公園	0.29	0.29	S55.4.1
	田代公園	0.36	0.34	S59.10.1
	市役所前公園	0.14	—	—
	八戸溝公園	0.31	0.31	S52.4.1
	新川公園	0.14	0.14	H6.10.1
	天神公園	0.25	0.25	S59.10.1
	西神野記念公園	0.59	0.59	H6.10.1
	下田公園	0.25	0.25	S57.4.1
	大財公園	0.21	0.21	S56.4.1
	西大島公園	0.12	0.12	S59.10.1
	高木公園	0.13	0.13	S61.6.4
	多布施公園	0.25	0.25	H1.4.1
	新栄公園	0.11	0.11	S63.4.1
	新村公園	0.10	0.10	H1.4.1
	南佐賀公園	0.49	0.49	H4.4.1
	鍋島区画記念公園	0.24	0.24	H2.4.1
	しらすぎ公園	0.20	0.20	H2.4.1
	西中野公園	0.20	0.20	H9.8.1
	東中野公園	0.20	0.20	H9.8.1
	昭栄公園	0.41	0.41	H6.10.1
	東寺小路公園	0.24	0.24	H6.10.1
	下村公園	0.10	0.10	H9.8.1
	北川副南公園	0.64	0.64	H13.7.2
	西寺井児童公園	0.16	0.14	S49.4.1
	築山児童公園	0.23	0.32	S52.1.14
	諸富鉄橋展望公園	—	0.47	H5.3.31
	大津児童公園	—	0.12	H6.3.31
	サイクルパーク小杭公園	—	0.34	H7.3.10
修理田公園	—	0.10	H19.4.1	
土井公園	—	0.20	H25.7.18	
藤木天満宮公園	—	0.08	H25.7.18	

区 分	公 園 名	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	開設日
街 区 公 園	藤木中央公園	—	0.10	H25.7.18
	藤木公園	—	0.71	H25.7.18
	西中野天満宮公園	—	0.16	H25.7.18
	ねむのき公園	—	0.47	H25.7.18
	西中野西公園	—	0.57	H25.7.18
	明見小公園	—	0.05	H25.7.18
	西中野橋公園	—	0.07	H25.7.18
	久保田ふれあいクリーク公園	—	0.31	H27.3.26
	東与賀ふれあい公園	—	0.42	H28.4.1
近 隣 公 園	大溝公園	1.00	1.00	S54.4.1
	蓮池公園	4.60	3.00	S32.7.15
	本庄公園	2.00	2.00	H19.4.1
	巨勢公園	2.90	2.51	H27.1.30
	諸富公園	1.80	1.80	S57.4.1
	夢咲公園	—	3.60	H24.8.1
	トンボの池公園	—	2.37	H25.7.18
地 区 公 園	神野公園	5.60	5.40	S35.4.1
	大和中央公園	7.90	7.85	S56.3.31
	佐野記念公園	4.10	4.10	H16.10.11
総 合 公 園	佐賀城公園	32.39	28.60	S36.11.9
	金立公園	27.40	25.91	H9.8.1
	干潟よか公園	—	8.84	H28.4.1
広 域 公 園	森林公園	52.40	40.00	S48.5.1
特 殊 公 園	松原公園	0.40	0.37	H23.4.1
都 市 緑 地	嘉瀬川緑地	9.00	4.60	S45.4.1
	中の島緑地	6.50	3.90	S48.4.1
	多布施川河畔公園	32.10	21.27	S50.4.1
	どんどんの森ふれあい広場	—	1.54	H8.3.1
	ルックワールド	—	0.13	H5.3.30
	大津ふれあい公園	—	0.05	H6.3.31
	大津緑地	—	0.09	H6.3.31
	ファニチャーパーク	—	0.11	H12.3.10
	諸富家具団地緑地	—	0.33	H8.2.23
緑 道	青丸緑道	0.50	0.63	H1.3.28
	山領緑道	—	0.45	H12.4.1

## 2. 地形図



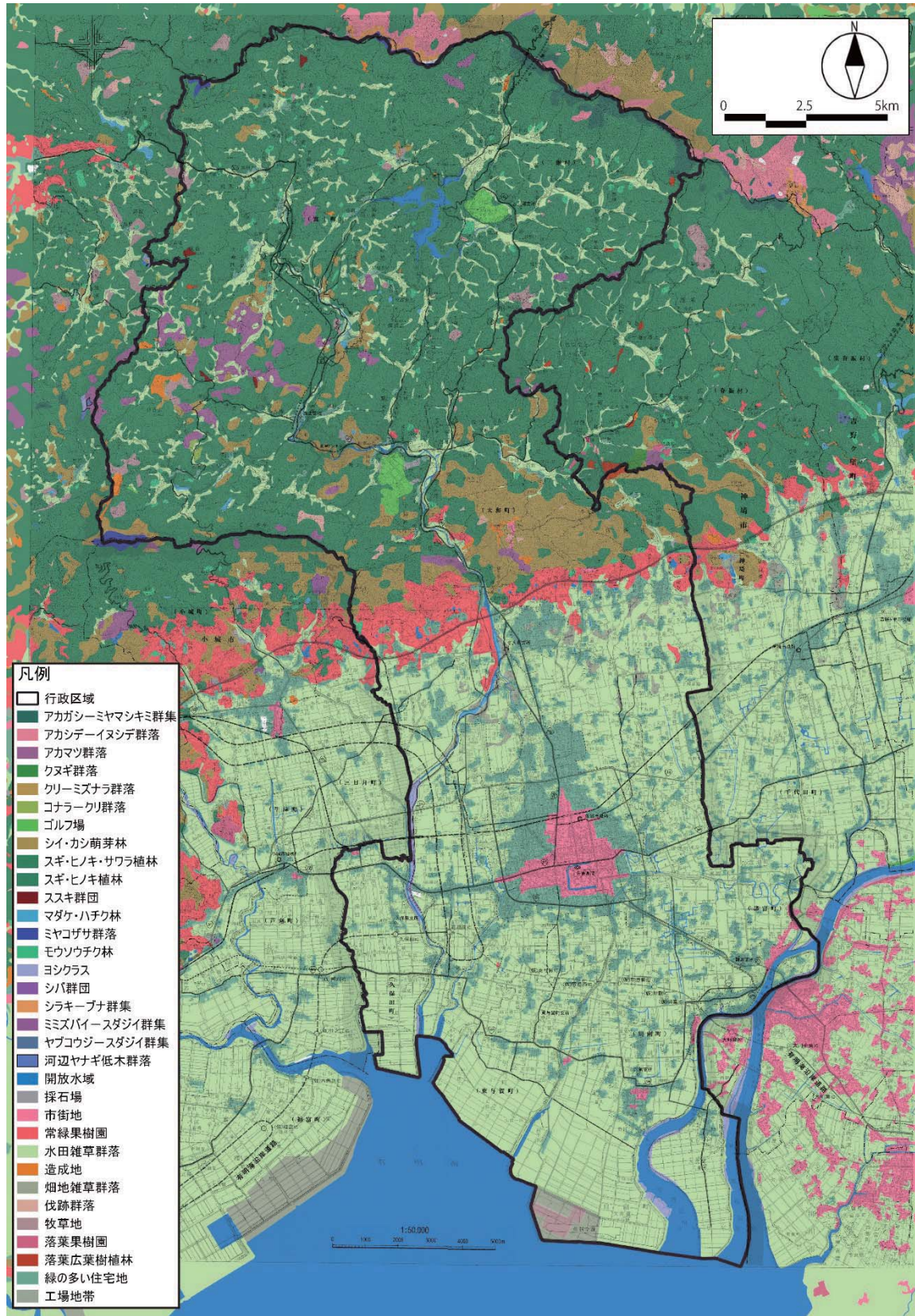
### 3. 地質図



都市計画基礎調査を基に作成

## 4. 植生図

1950～1970 年前半に住宅建設ラッシュが発生し、天然林を伐採した跡に、スギやヒノキなどを植栽する「拡大造林」が官民をあげて奨励されました。その後、木材輸入制限が緩和されると木材の価格は暴落し、日本の山には採算がとれない人工林が多く残されました。本市においても例外ではなく、多くの人工林が残っています。



出典) 「第3回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」(環境省生物多様性センター)  
GIS データを基に作成



## 6. みどりの基本計画のテーマが決まるまでの経緯

～これまでの計画への思いを継承～

佐賀市のみどりの基本計画（平成18年3月策定及び平成29年3月改定）のテーマは、

『みどりと水・温泉のよか<sup>しんこきゅう</sup>と佐賀 みんなで未来に森呼吸』です。

～平成16年3月策定計画のテーマが決まるまで～

### 市民ワークショップ

募集方法…市報・ホームページによる公募

実施期間…平成13年11月～平成15年5月

回数…6回（+視察）

参加人数…延べ220名

#### 第1回 『知ろう』

- ・みどりの現況を知ろう
- ・みどりの魅力と問題点を知ろう

みどりの魅力・問題点が  
わかりました

##### ◇魅力

- ・桜と生き物の多い多布施川や松原川
- ・県庁周辺の楠群
- ・郷愁を誘うクリークや田園風景 など

##### ◇問題点

- ・市街地にみどりが少ない
- ・開発等で田園が減ってしまった など

#### 第2回 『探ろう』

- ・みどりの課題と重点課題を探ろう

4つの重点課題が  
浮かび上がりました

##### ◇公園

- ・公園の地域格差の是正 ・特色ある公園づくり など

##### ◇水辺・歴史

- ・河川やクリークの管理 ・歴史的なみどりの保全 など

##### ◇まちなか

- ・街路樹の緑化 ・中心市街地の緑化
- ・住宅地の緑化のルールづくり など

##### ◇田園

- ・自然環境の保全 ・農地の保全 など

#### 視 察 『膨らまそう』

- ・他市の先進事例を学ぼう

〔久留米市  
日田市〕 佐賀市に不足しているみどりを  
知ることができました

##### ◇視察で感じたこと

- ・みどりのまちづくりには、住民の参加や協力が必要
- ・企業が率先してまちの緑化をしている
- ・駅前や市街地のみどりが豊か など

#### 第3回 『深めよう』

- ・課題を深めよう
- ・重点課題に取り組むアイデアを出そう

8つのみどりのまちづくりの方向が  
浮かび上がりました

##### ◇みどりのまちづくりの8つの方向

- 1 暮らしに豊かさと快適さをもたらす市街地のみどりの創出
- 2 人の集まる場所の緑化推進
- 3 憩いと活動の拠点となる公園づくり
- 4 生き物がいきいきと生息できる環境の保全
- 5 ネットワークするみどりの創出
- 6 みどりの広がりとお行きをもたらす山並み、田園の保全
- 7 歴史資源と一体となったみどりの保全、継承
- 8 みんなで創り楽しむ市民活動の推進

#### 第4回 『考えよう』

- ・重点施策を考えよう

重点施策が明らかになりました

##### ◇公園

- ・バランスよい配置 ・ニーズに合った改善
- ・地域と連携した活用と維持管理

##### ◇水辺・歴史

- ・市街地の水質改善 ・親水性のある水辺の創造
- ・自転車ネットワークの形成

##### ◇まちなか

- ・幹線道路の緑化 ・公共施設の緑化
- ・住宅地の緑化

#### 第5回 『進めよう』

- ・計画実現のための方策を考えよう
- ・方策の役割分担を考えよう

実現方策と役割分担が明らかになりました

##### ◇力点をおくべきこと

- ・みどりの創造と市民参加の仕組みづくり

##### ◇最も守るべきみどり

- ・水辺・歴史のみどり

##### ◇増やすべきみどり

- ・街路樹（季節感がある紅葉など）・・・維持管理に問題
- ・住宅地のみどり

##### ◇公園の整備や再整備

- ・ワークショップ等による市民意見の反映

##### ◇みどりのまちづくりへの参加

- ・身近なところからはじめ、NPO活動などへ発展

#### 第6回 『確かめよう』

- ・計画の素案を確認しよう
- ・計画のテーマを決めよう
- ・佐賀のみどりを語ろう

計画のテーマが決まりました

##### 前計画のテーマ

『みどりと水のよかところ佐賀  
しんこきゅう  
みんなで未来に森呼吸』

平成16年3月策定計画のテーマに込められた

「みどりと水が調和した佐賀の風景を、市民が協働して子どもたちの世代へつなげていこう」という熱い思いを引き継ぎ、さらに発展させていきます。



## 7. みどりに関する市民意識調査

### ●調査の目的

市民が求める「みどり」の効果、保全と役割及び創造の方向性などについて、市民のニーズや意向を聴取することを目的として実施。

平成18年7月及び平成25年8月に実施された調査結果を比較分析し、現計画策定後の市民意識の変化などを把握する。

### ●調査方法

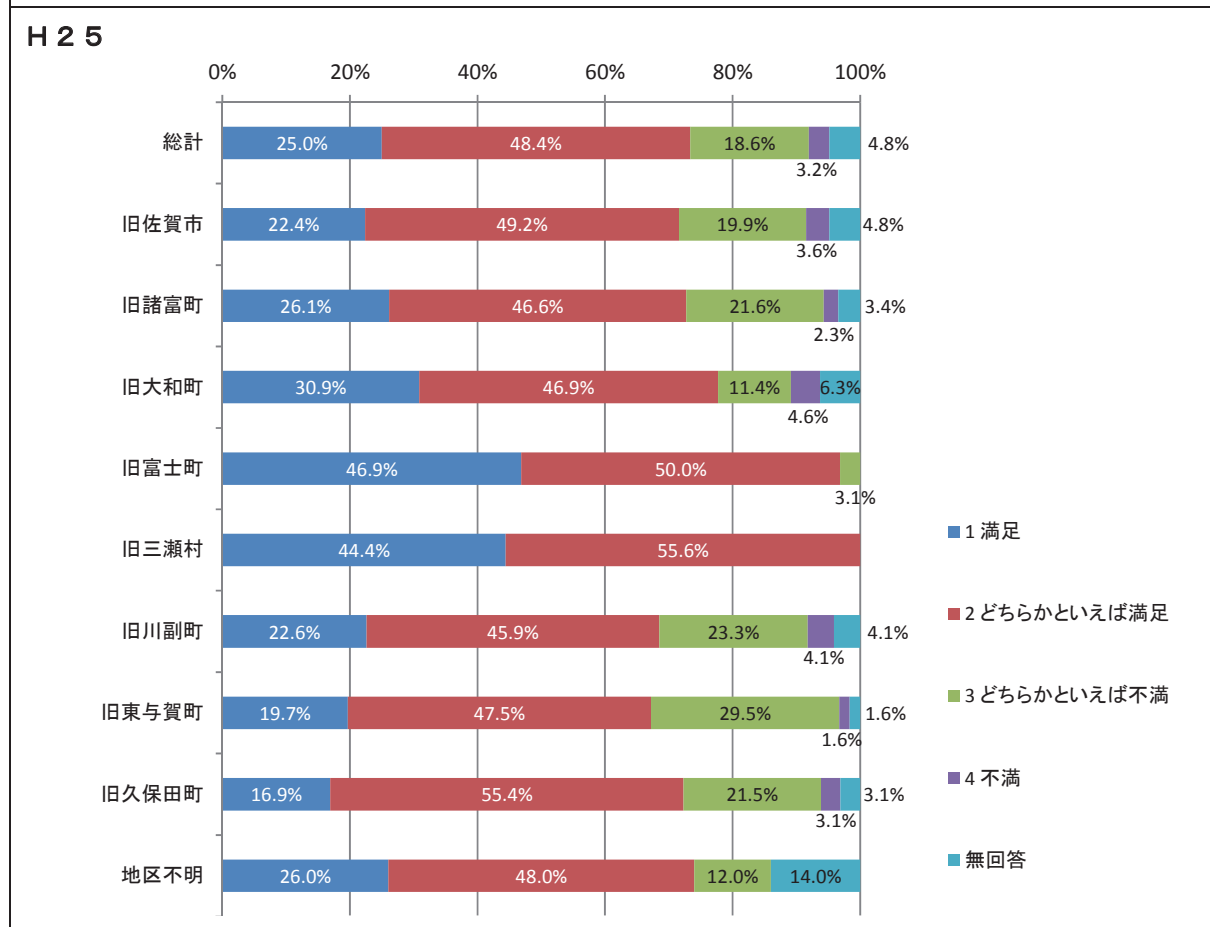
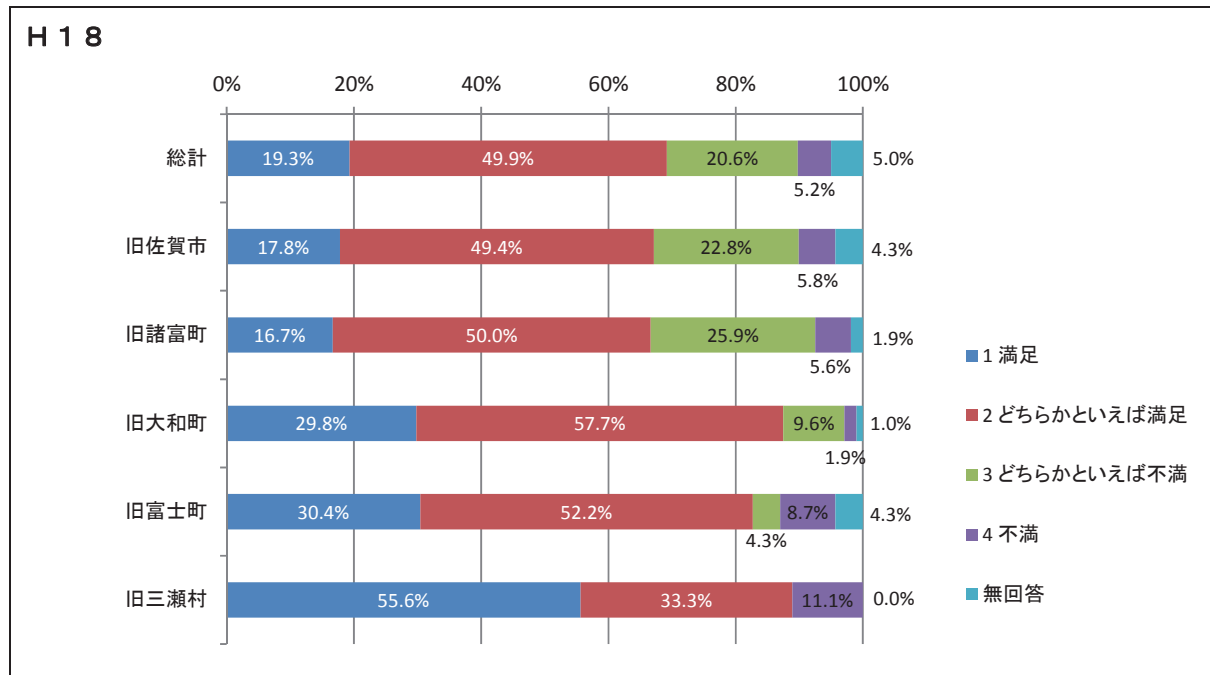
20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳以上の各世代からそれぞれ無作為に抽出し、合計3,000人を対象に、郵送による配布及び回収を行った。

### ●回収率

		旧佐賀市	旧諸富町	旧大和町	旧富士町	旧三瀬村	旧川副町	旧東与賀町	旧久保田町	地区不明	合計
平成18年	配布数	2,405	161	346	62	26	-	-	-	-	3,000
	回収数	676	54	104	23	9	-	-	-	-	945
	回収率	28%	34%	30%	37%	35%	-	-	-	-	32%
平成25年	配布数	1,034	299	600	112	37	462	232	224	-	3,000
	回収数	331	88	175	32	9	146	61	65	50	957
	回収率	32%	29%	29%	29%	24%	32%	26%	29%	-	32%

### 設問1 みどりの現状（設問番号は任意に設定。以下同様）

あなたがお住まいになっている地域においてあなたは、花や樹木などの“みどり”の豊かさや  
 触れ合いに満足していますか。【〇は1つ】



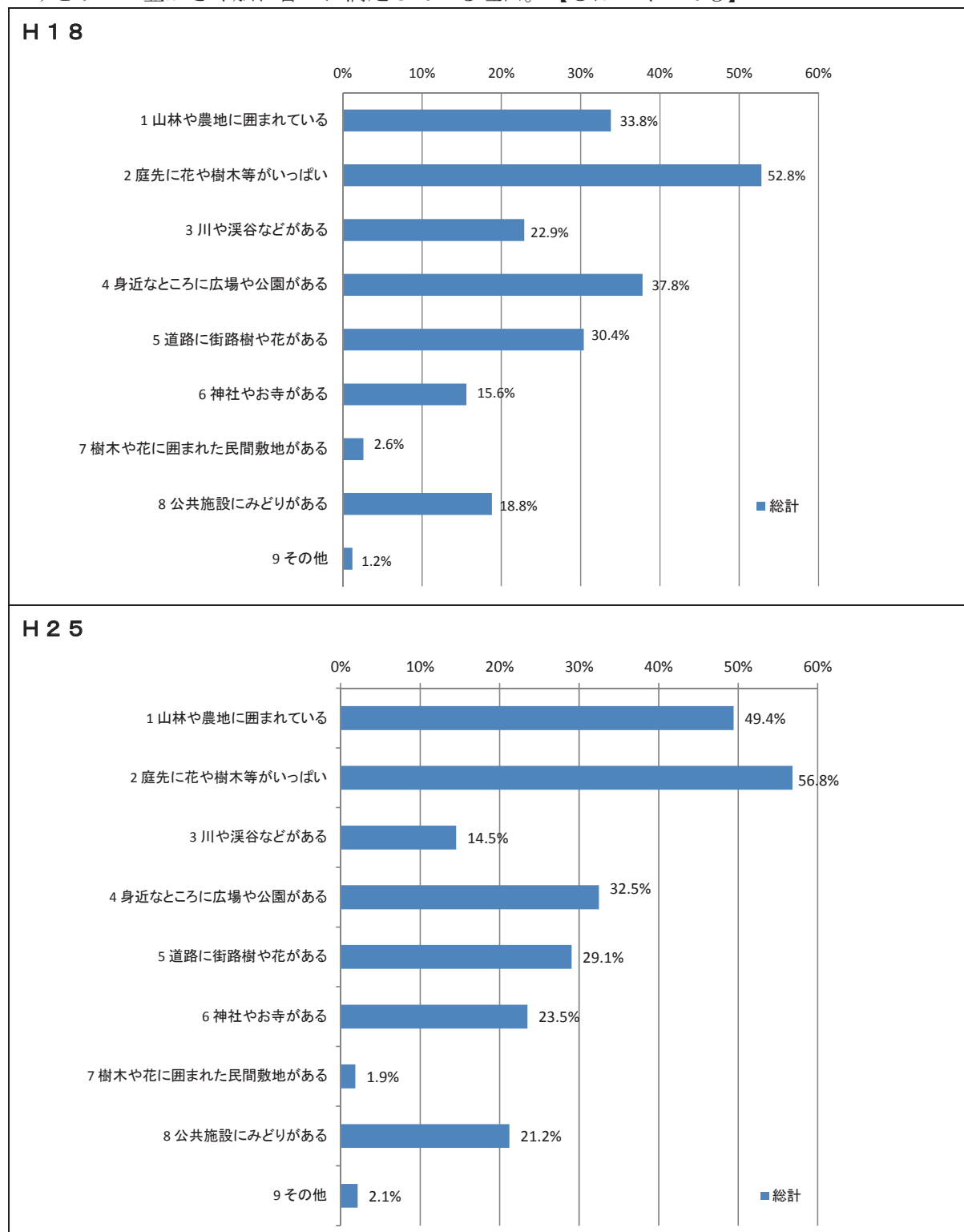
**結果)**

- ・ H18と比べて、H25は「満足」「どちらかといえば満足」を合わせた割合が微増。
- ・ H18、H25ともに、森林に囲まれた市北部が、中心部や南部より満足度が高い。

## 設問2 みどりの現状

設問1で、「満足」、「どちらかといえば満足」を選択した方へ。

“みどり”の豊かさや触れ合いに満足している理由。【〇はいくつでも】



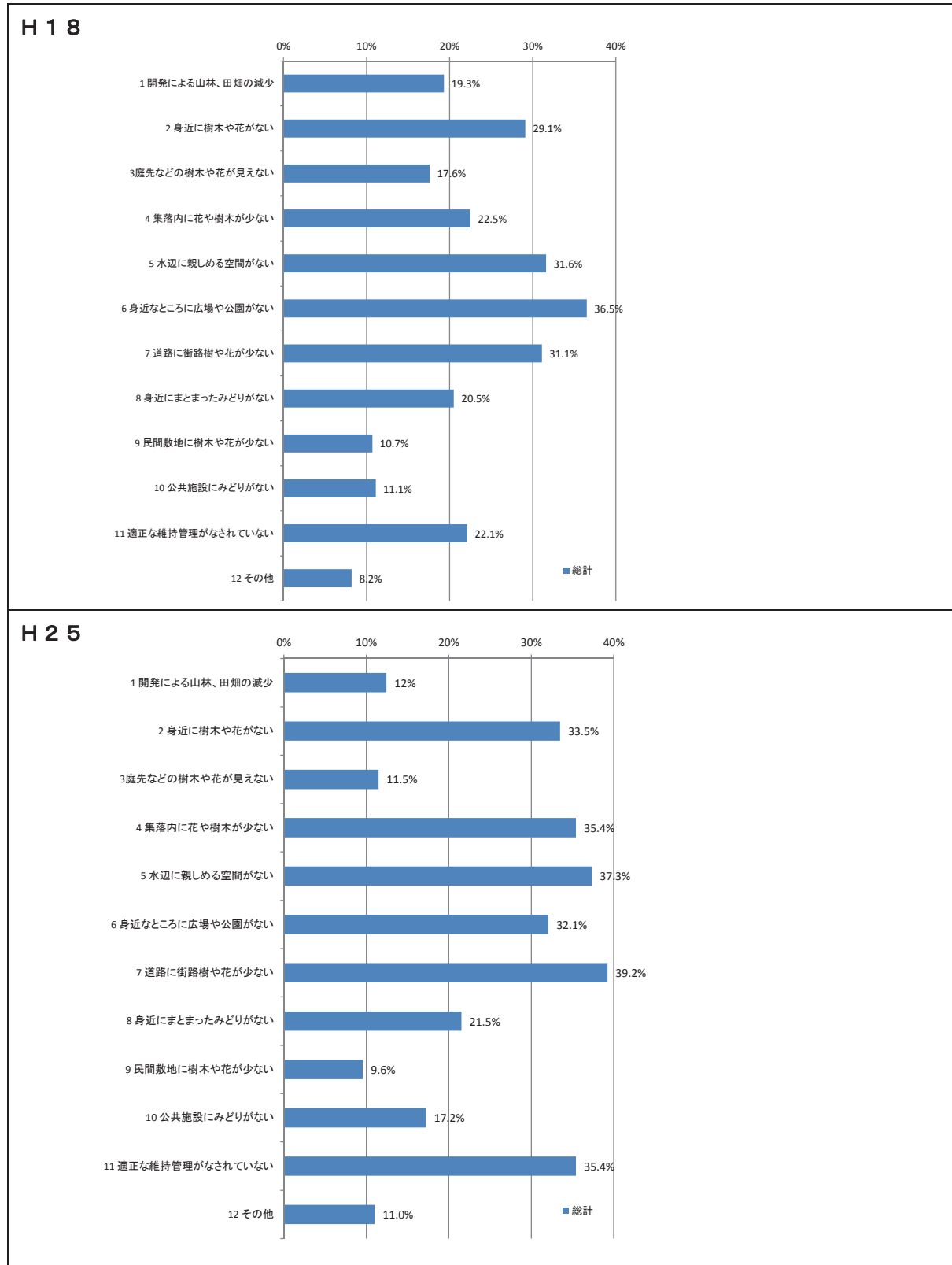
### 結果)

- ・ H18、H25ともに、「庭先に花や樹木等がいっぱい」が最も回答が多い。

### 設問3 みどりの現状

設問1で、「どちらかといえば不満」、「不満」を選択した方へ。

“みどり”の豊かさや触れ合いに不満な理由。【〇はいくつでも】

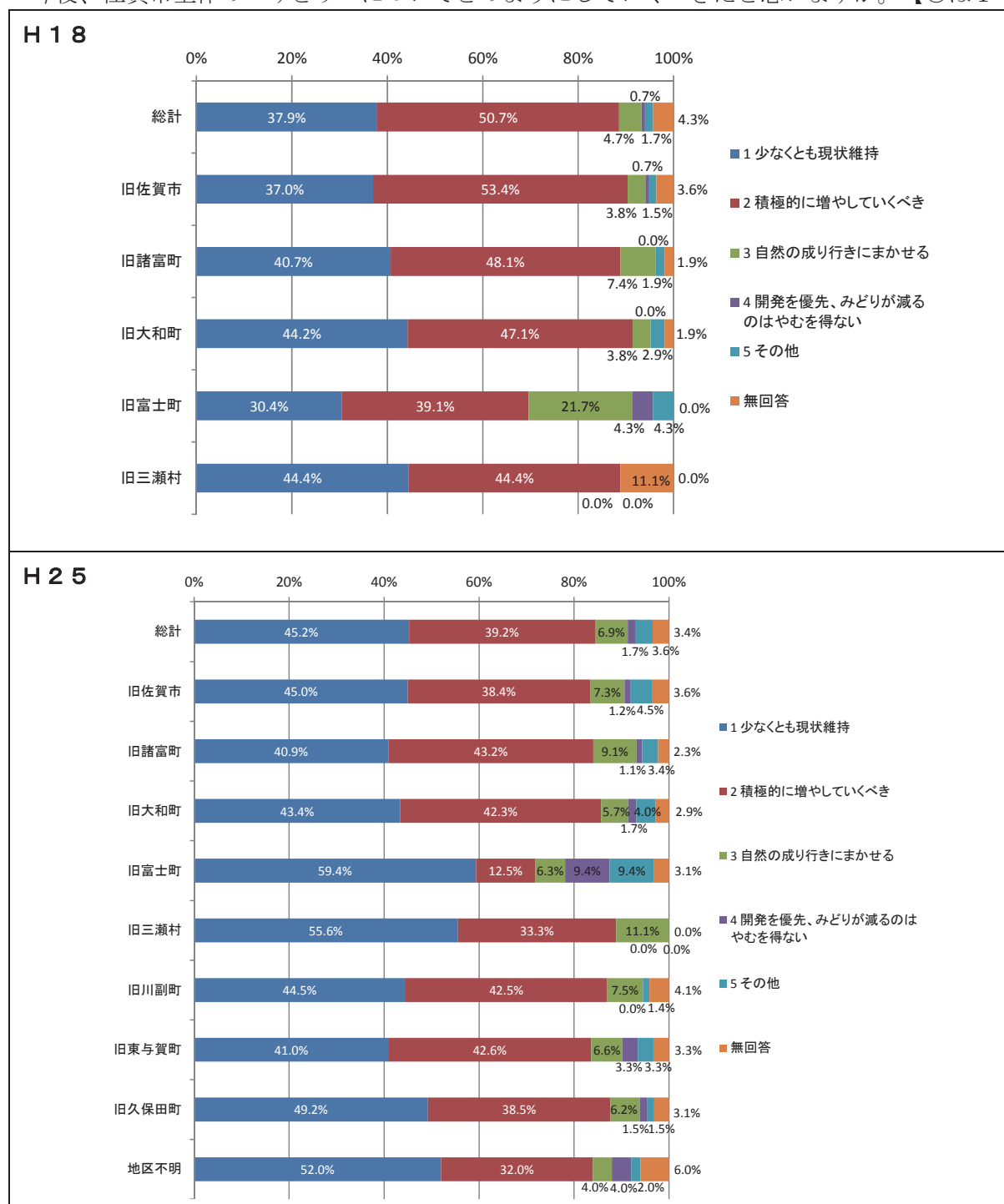


#### 結果)

- ・ H18では、「身近なところに広場や公園がない」の回答が最も多かったが、H25では、「道路に街路樹や花が少ない」「水辺に親しめる空間がない」の回答が多くなっている。

## 設問4 将来のみどり

今後、佐賀市全体の“みどり”についてどのようにしていくべきだと思いますか。【〇は1つ】



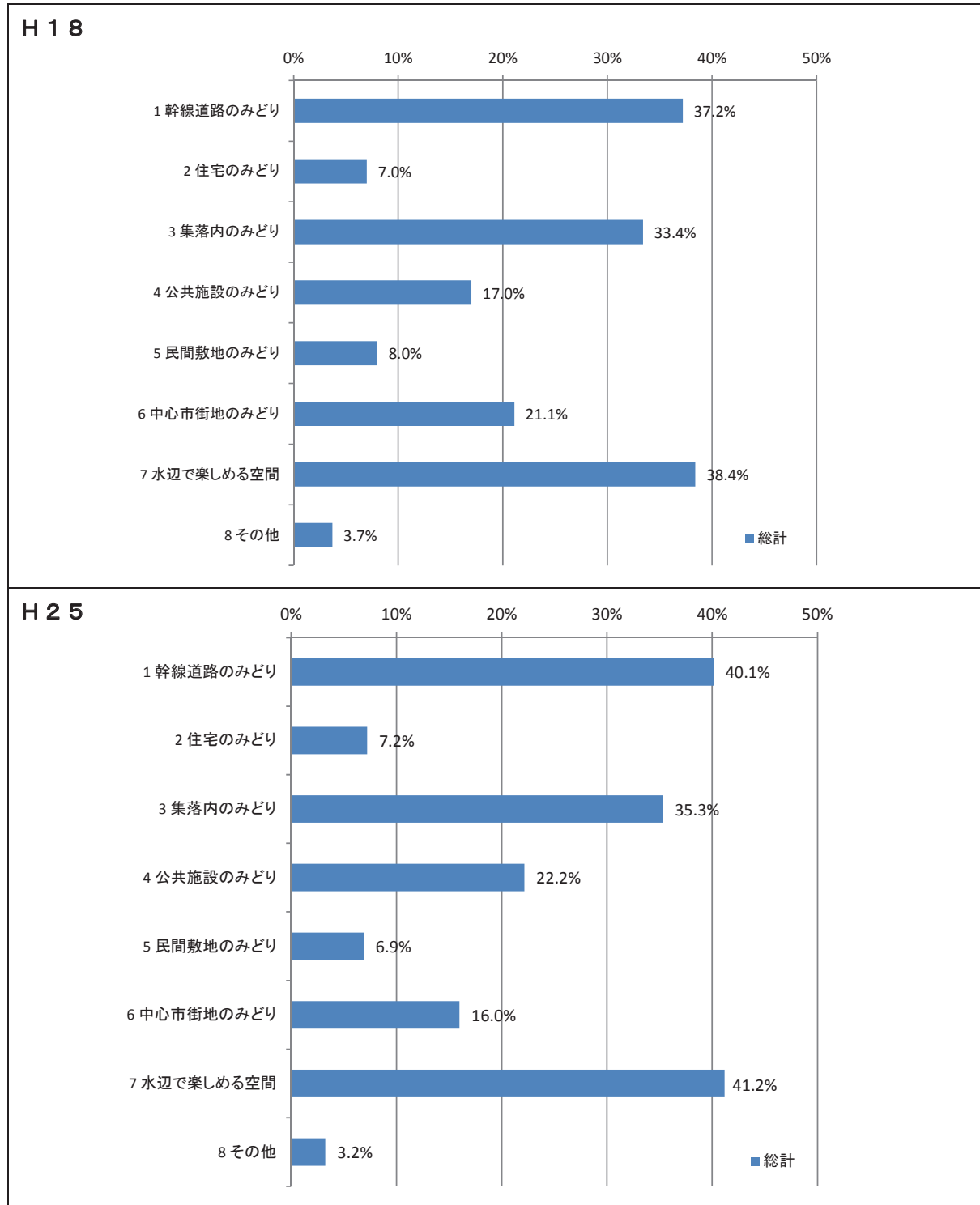
## 結果)

- ・ H18年では「積極的に増やしていくべき」の回答が最も多かったが、H25年では「少なくとも現状維持」の回答が多くなっている。
- ・ 「積極的に増やしていくべき」「少なくとも現状維持」が他の項目を大きく引き離している。

## 設問5 将来のみどり

今後、佐賀市の市街地において、こういった“みどり”を増やしていくべきだと思いますか。

【〇は2つまで】

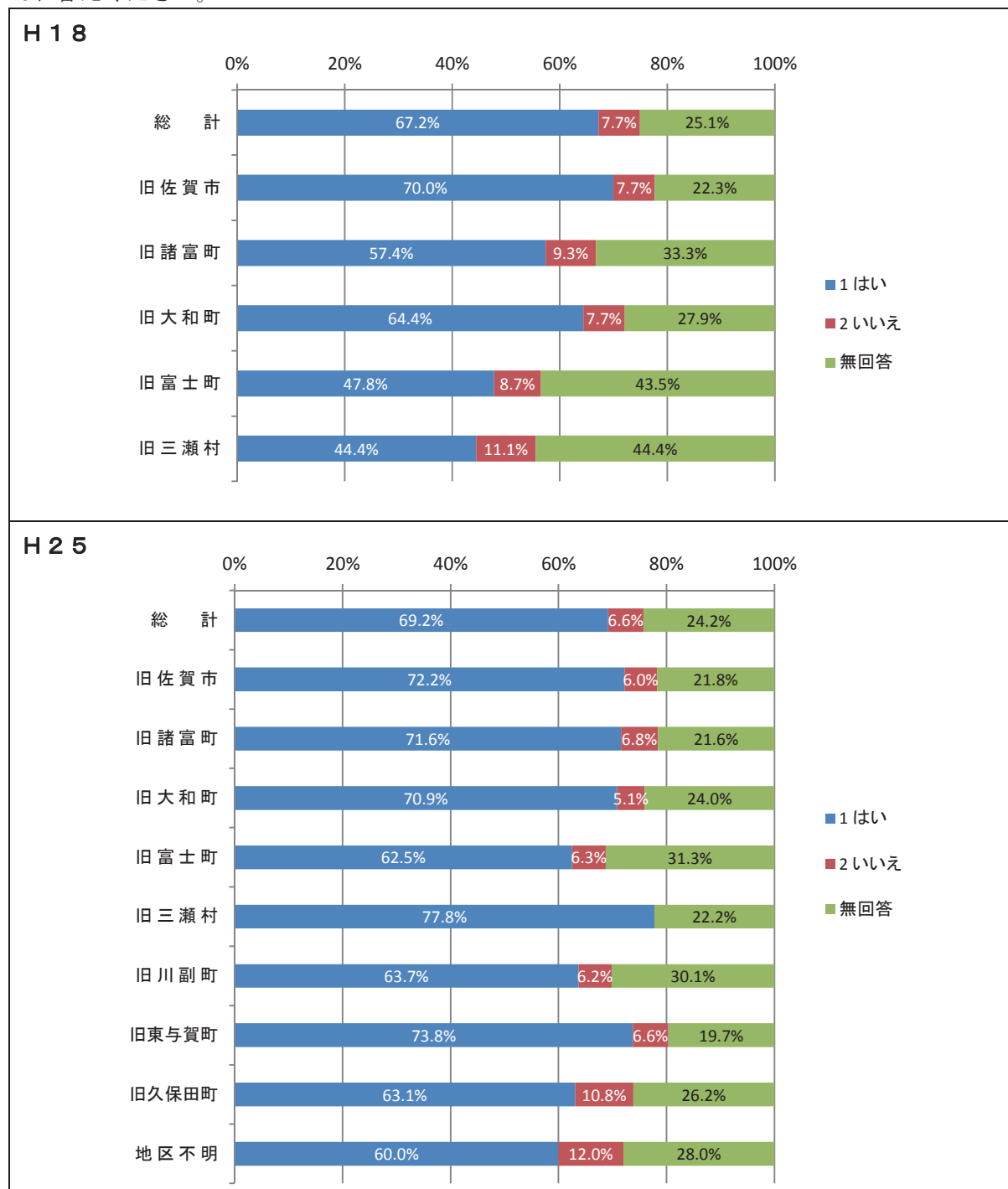


### 結果)

- ・ H18、H25ともに「水辺で楽しめる空間」が最も多く、次いで「幹線道路のみどり」。「住宅のみどり」「民間敷地のみどり」の割合が少ない。
- ・ 全体的に、公共的憩いの場となるみどりの空間や景観を重視したみどりを増やすべきとの意見が多い。

## 設問6 将来のみどり

神社の境内などに残る古木・巨木を積極的に保存していくべきだと思いますか。理由も合わせてお答えください。

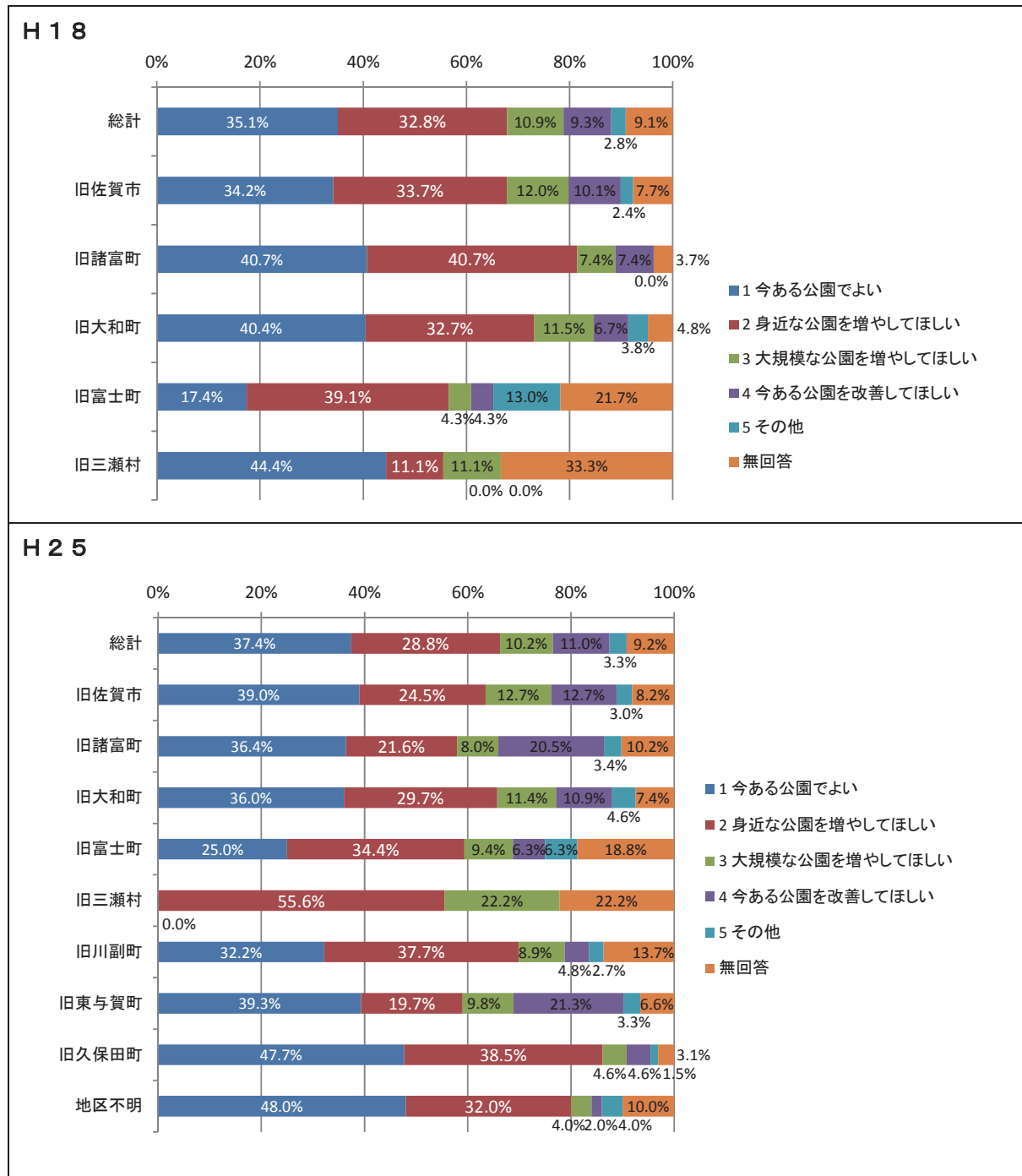


### 結果)

- ・H18よりもH25が「保存すべき」の意見が多い。特に、市北部の方が「保存すべき」と回答したの割合が高くなっている。

## 設問7 公園について

公園についてどのように考えますか。【○は1つ】

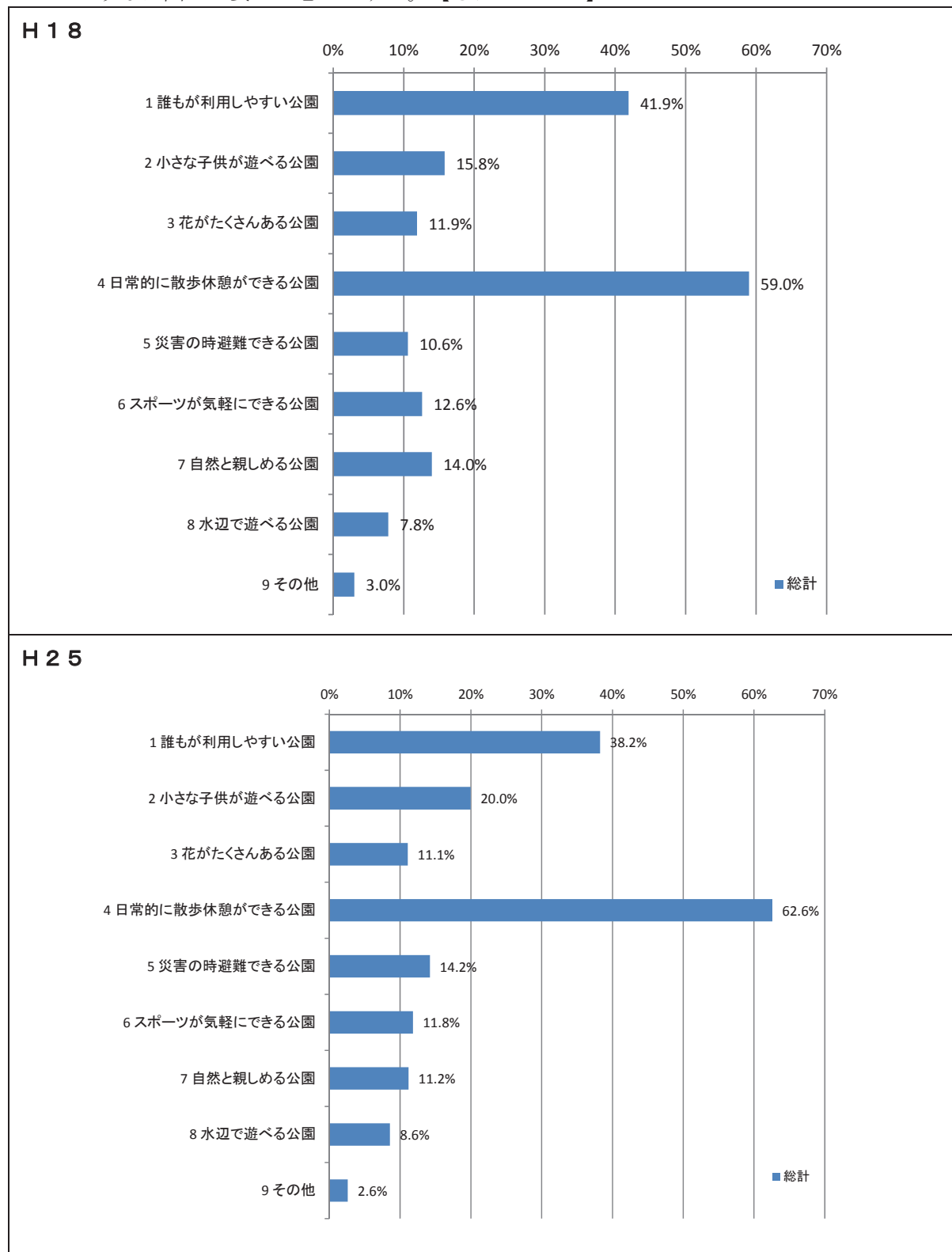


### 結果)

- ・ H18、H25ともに「今ある公園でよい」が約4割弱、次いで「身近な公園を増やして欲しい」が約3割。
- ・ その他の意見として、「災害にも対応できる公園」「近くに公園がない」「人口に合わせた公園の配置」などの意見が多い。
- ・ 自由意見で、改善してほしい公園として一番多かったのは「神野公園」。改善内容として「駐車場を増やしてほしい」の意見が最も多い。

## 設問8 公園について

どのような公園が必要だと思いますか。【〇は2つまで】

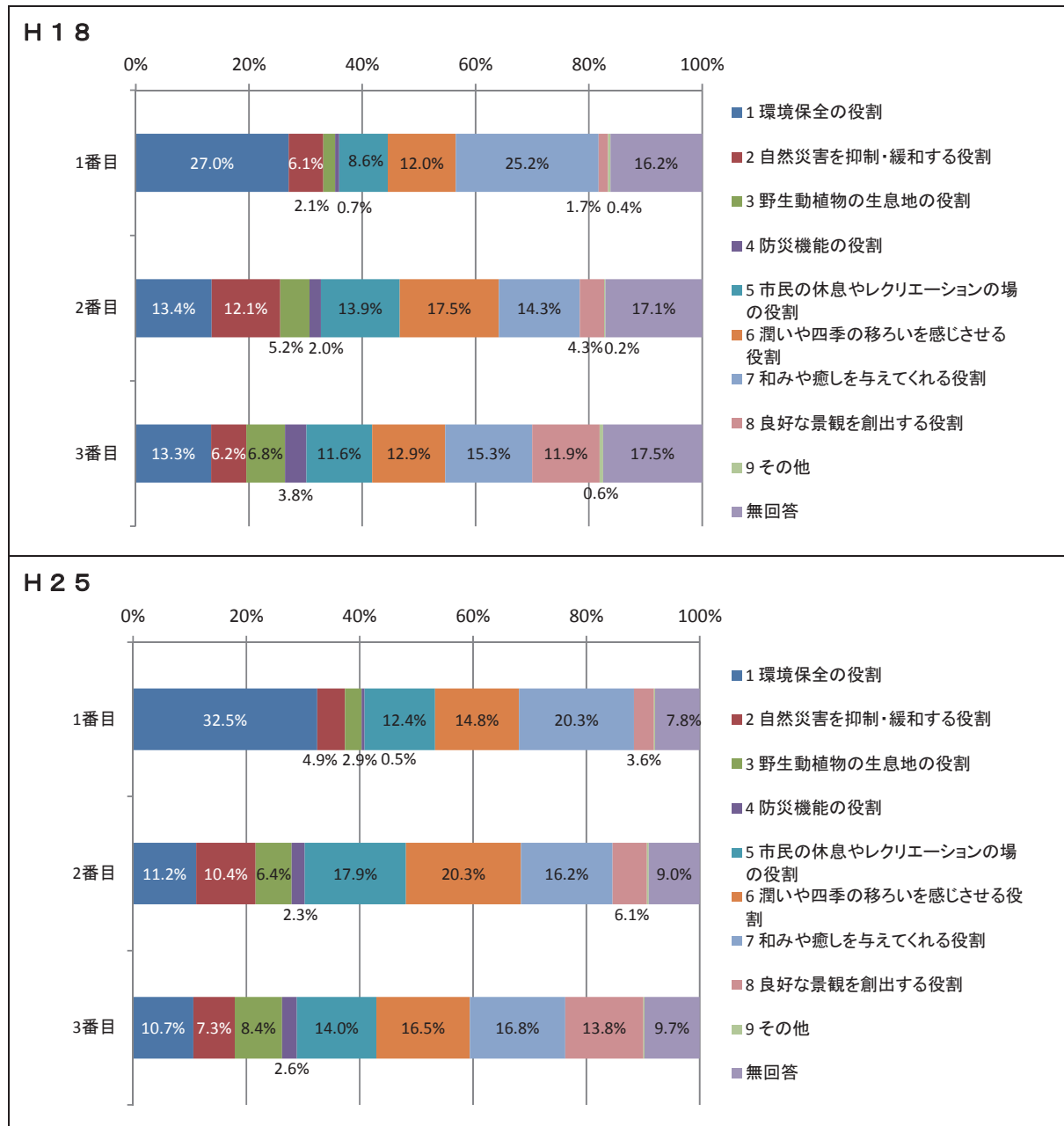


## 結果)

- ・H18、H25ともに「日常的に散歩や休憩ができる公園」が最も多く、次いで「誰もが利用しやすい公園」が多い。

## 設問9 みどりあふれるまちづくり

“みどり”の役割といえば何をイメージしますか。【順番をつけて3つまで】

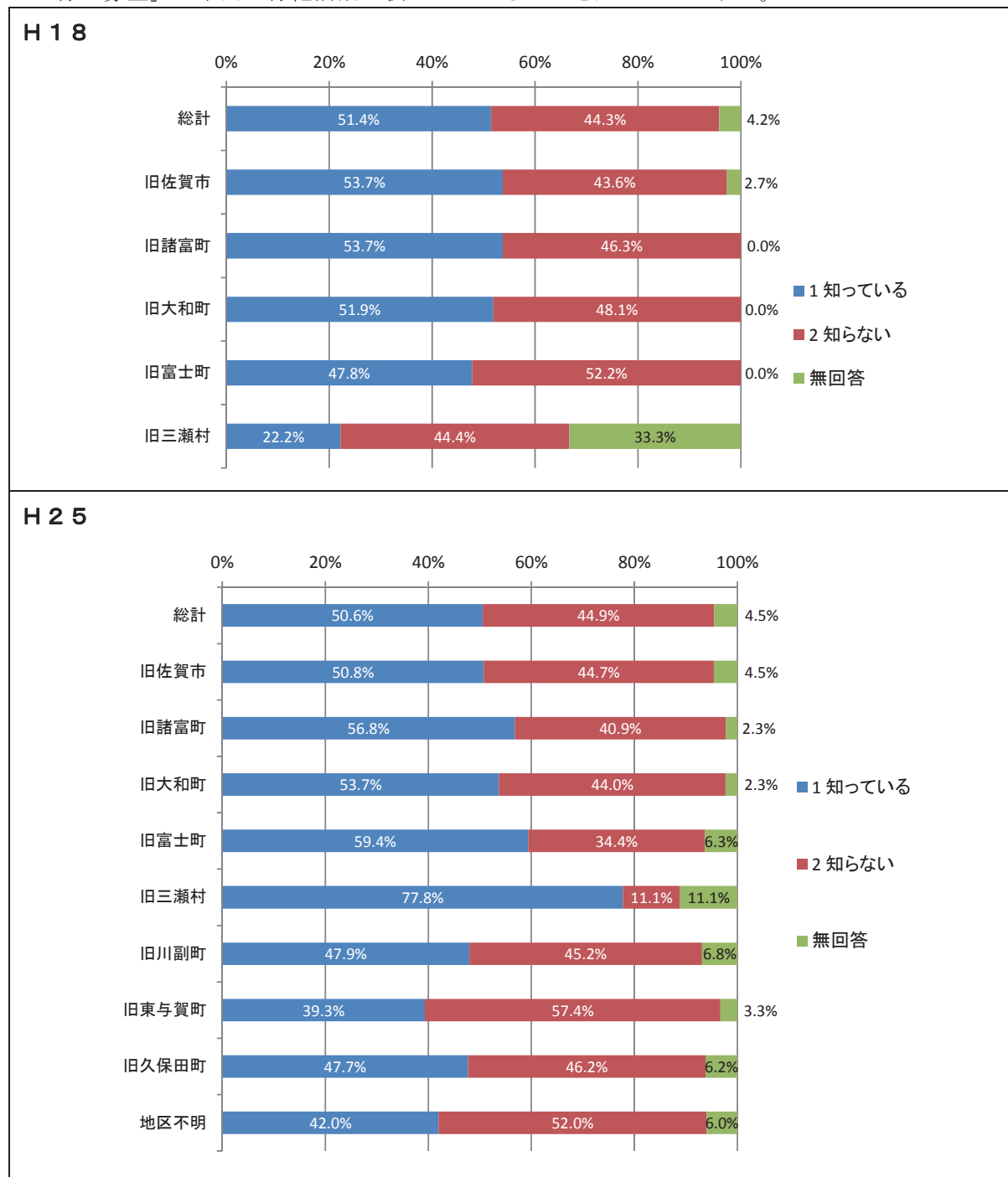


### 結果)

- ・ H18、H25ともに大気浄化作用などの「環境保全の役割」が最も多い。
- ・ みどりの役割として、環境保全や和みや癒しを与えてくれる役割をイメージしている割合が多く、防災機能や景観創出の役割をイメージしている人は少ない。

## 設問10 みどりあふれるまちづくり

「緑の募金」が市内の緑化活動に役立っていることを知っていますか。

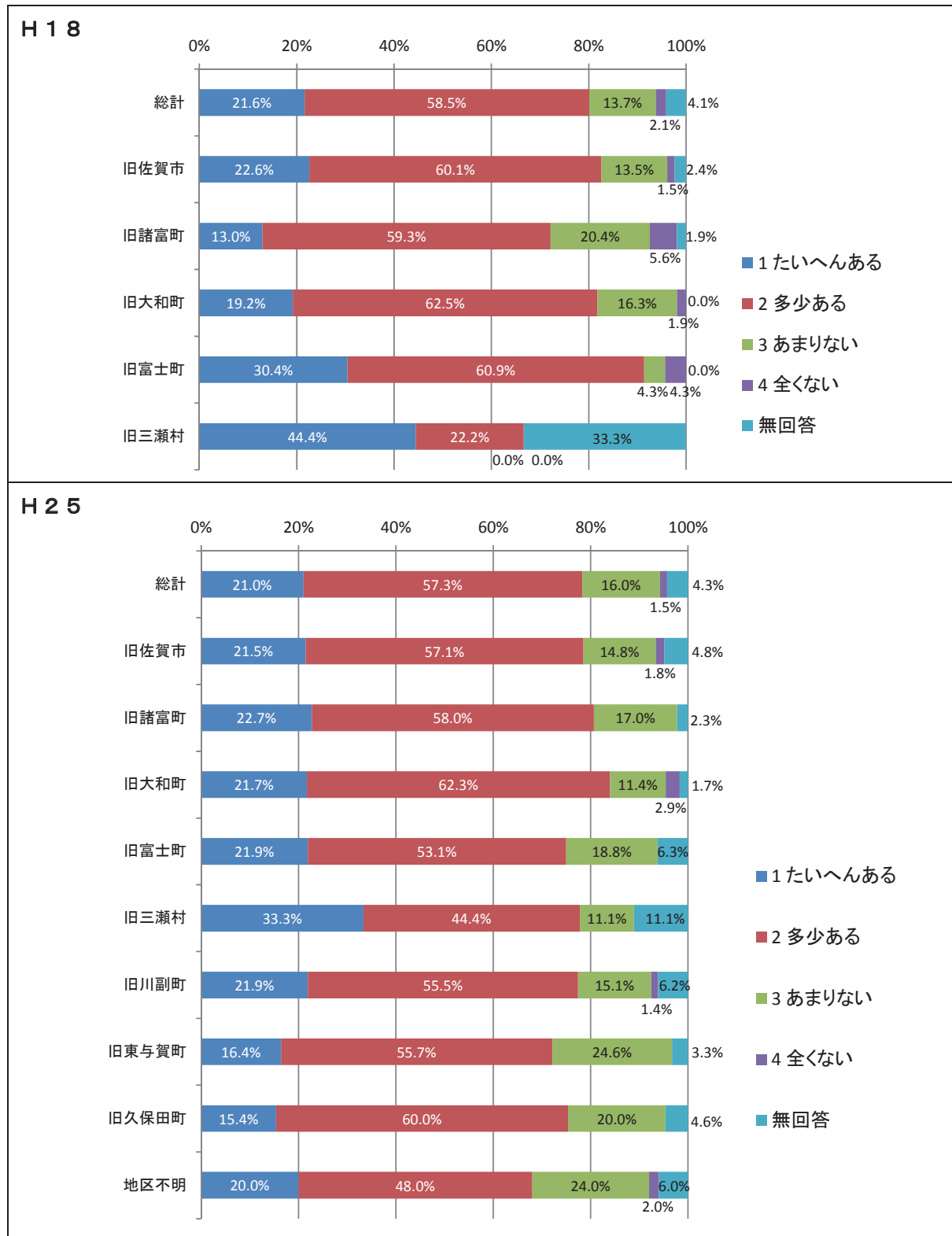


## 結果)

- ・ H18、H25ともに、募金の用途を「知っている」人は約5割。

## 設問11 みどりがふれるまちづくり

みどりがふれるまちづくり（公園や地域での緑化など）に関心がありますか。【○は1つ】



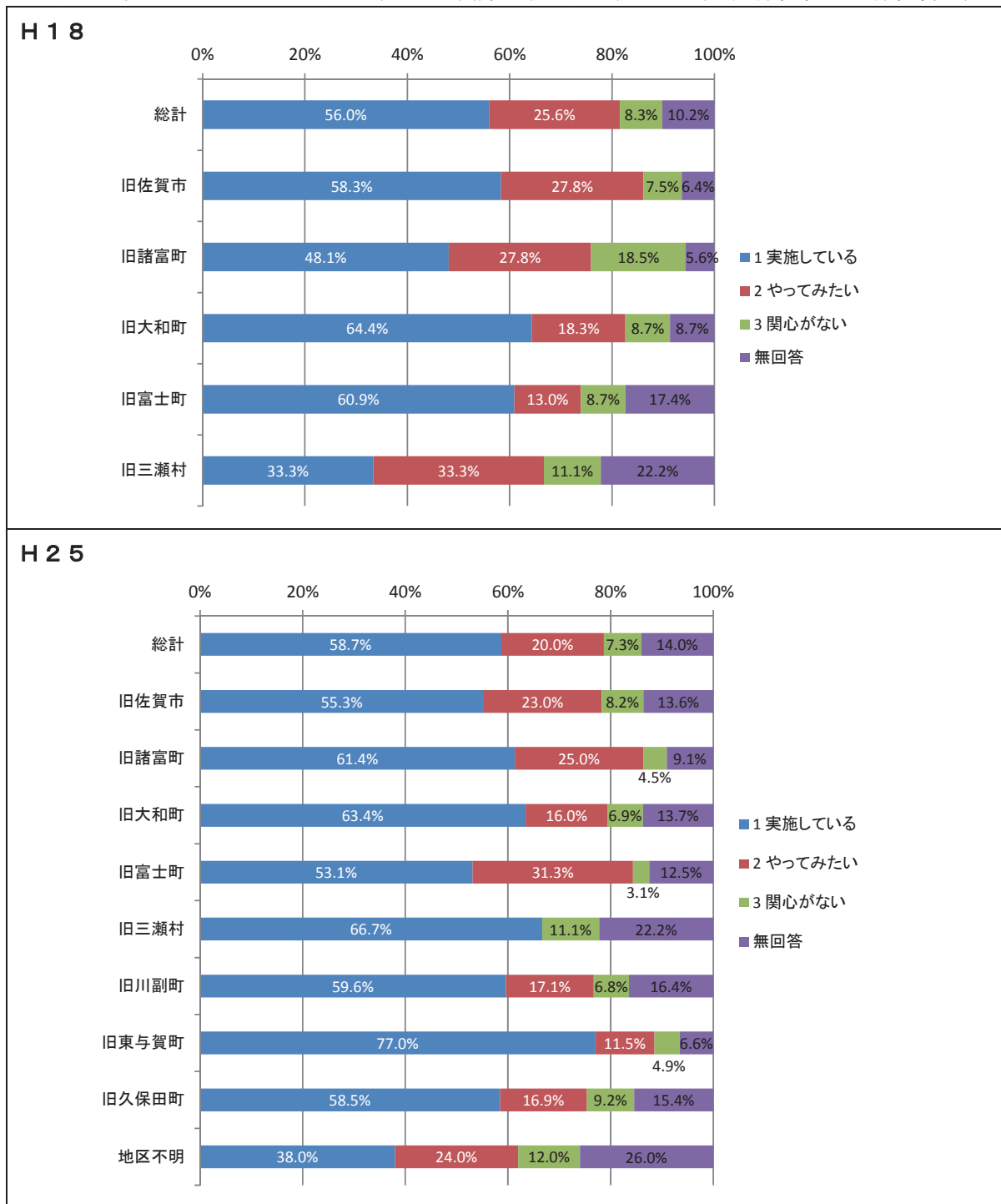
### 結果)

・H18、H25ともに、約8割が「関心がたいへんある」「多少ある」と回答。

## 設問12 - ① みどりあふれるまちづくり

あなたが地域で実施、若しくはやってみたい“みどり”の活動は何ですか。

## A 自宅の庭やベランダなど外から見える場所に木や花を植える（壁面緑化、屋上緑化含む）



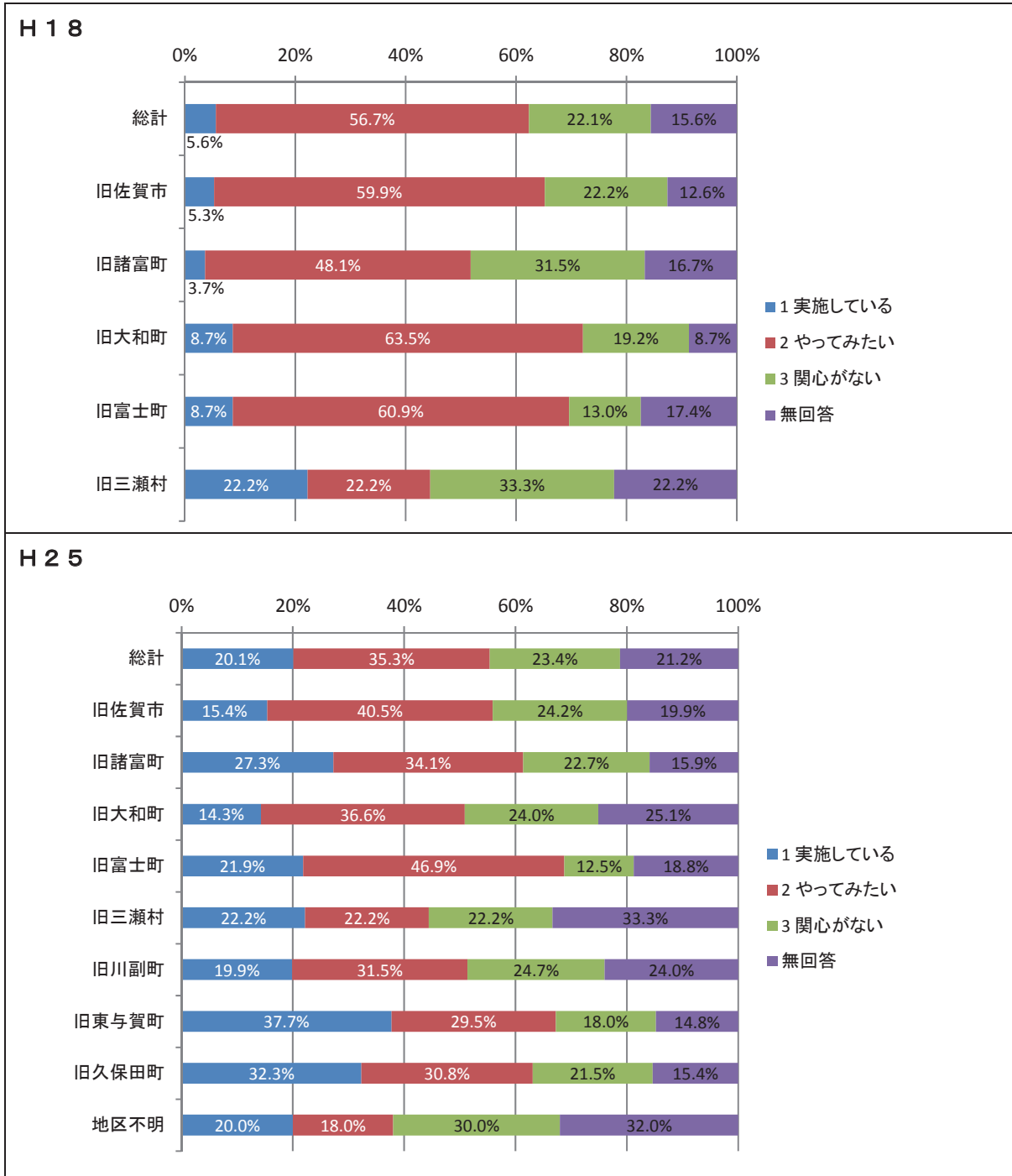
## 結果)

- ・全体ではH18、H25ともに、約8割が「実施している」「やってみたい」と回答。

## 設問12 - ② みどりあふれるまちづくり

あなたが地域で実施、若しくはやってみたい“みどり”の活動は何ですか。

### B 公園や地域の花壇で花づくりや清掃をする



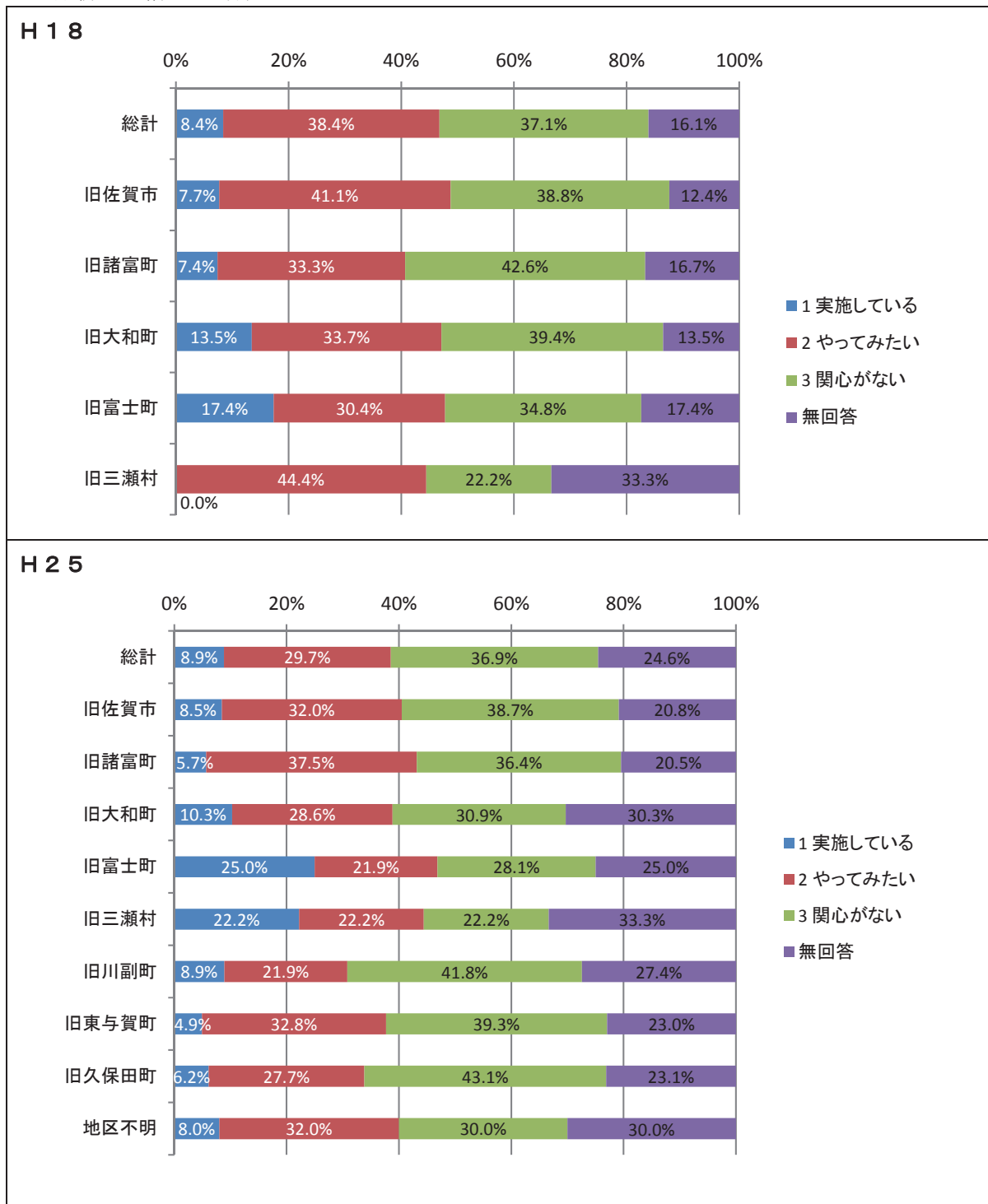
### 結果)

- ・全体として、H18と比べてH25では「実施している」人の割合が増加。

## 設問 12 - ③ みどりあふれるまちづくり

あなたが地域で実施、若しくはやってみたい“みどり”の活動は何ですか。

## C 休耕田を借りて野菜づくり



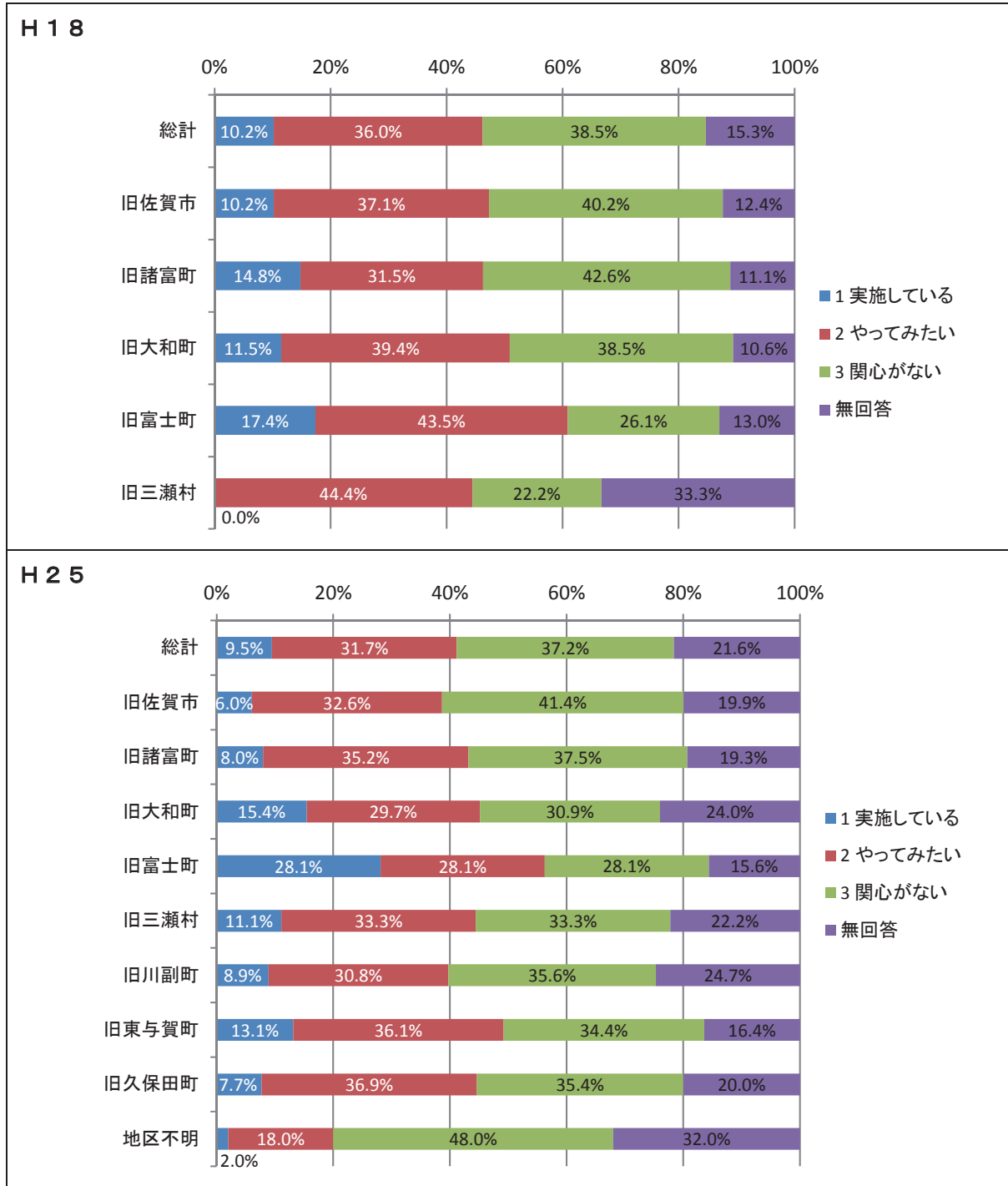
## 結果)

- ・全体として、H18に比べてH25では「実施している」「やってみたい」の割合が減少している。

## 設問12 - ④ みどりあふれるまちづくり

あなたが地域で実施、若しくはやってみたい“みどり”の活動は何ですか。

### D 落ち葉で堆肥を作る



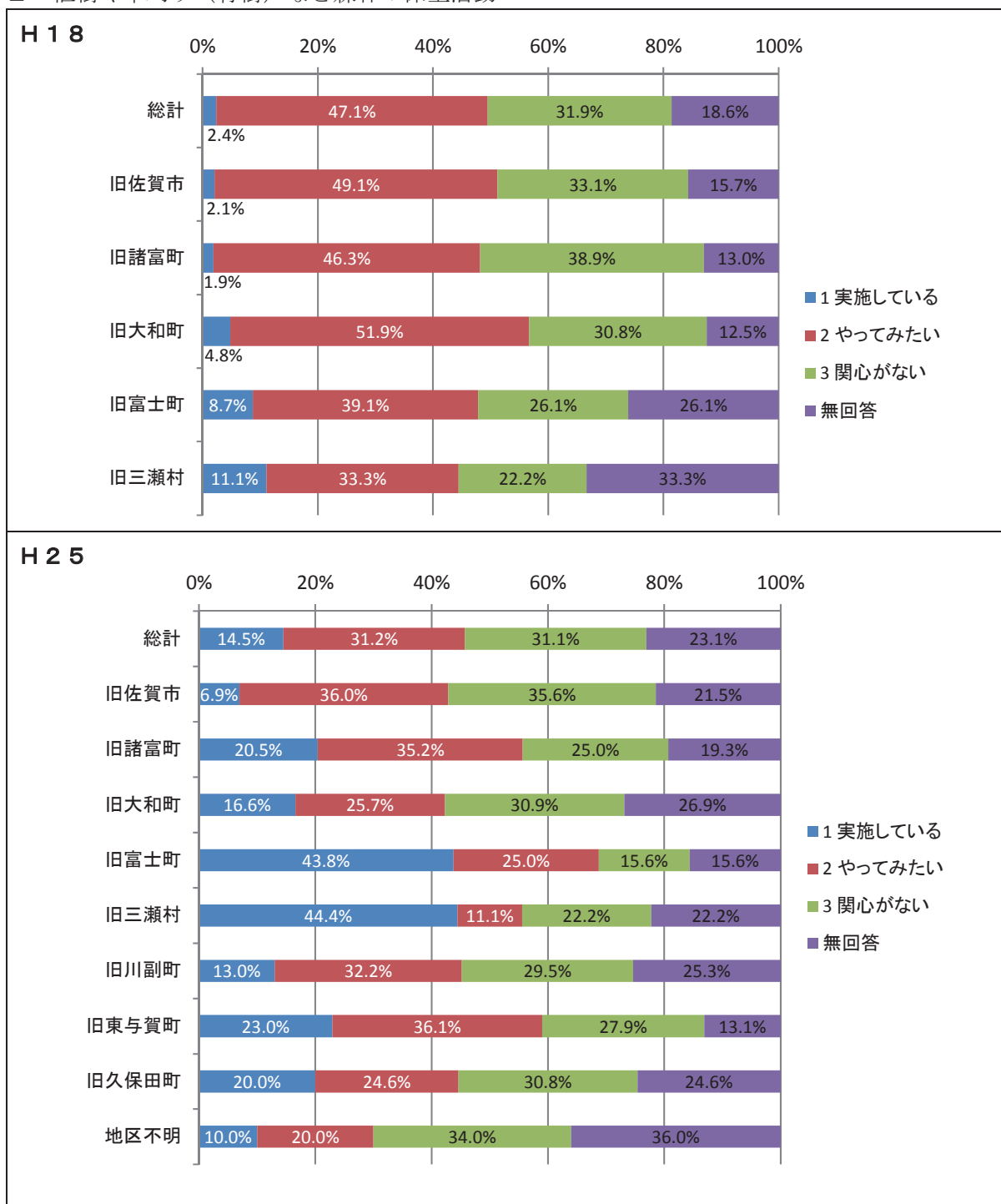
### 結果)

- ・全体として、H18に比べてH25では「実施している」「やってみたい」の割合が減少している。

## 設問12-⑤ みどりあふれるまちづくり

あなたが地域で実施、若しくはやってみたい“みどり”の活動は何ですか。

## E 植樹や草刈り（育樹）など森林の保全活動



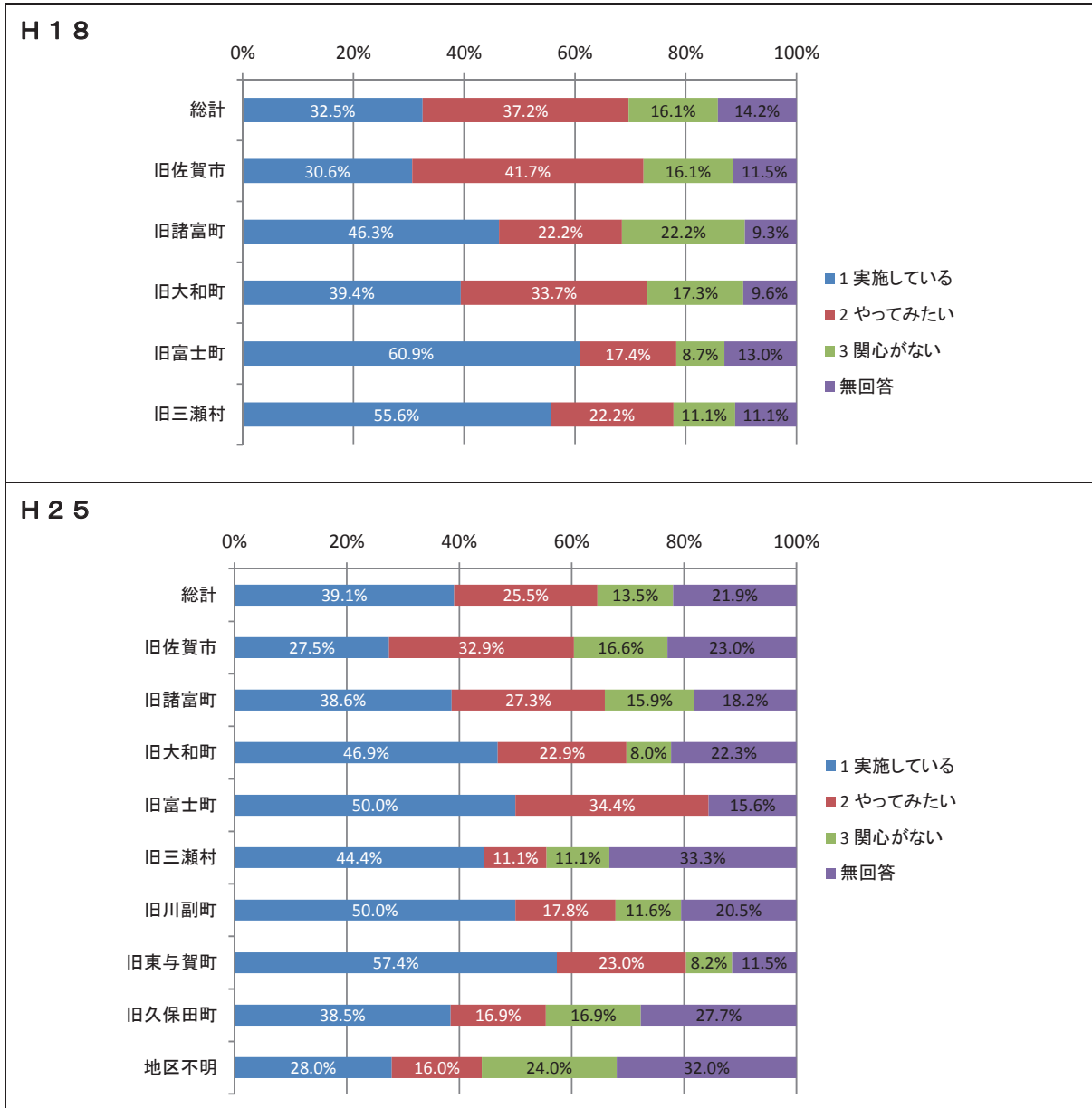
## 結果)

- ・全体として、H18、H25ともに約5割が「実施している」「やってみたい」、約3割が「関心がない」と回答。

## 設問12-⑥ みどりあふれるまちづくり

あなたが地域で実施、若しくはやってみたい“みどり”の活動は何ですか。

### F 「緑の募金」への協力



### 結果)

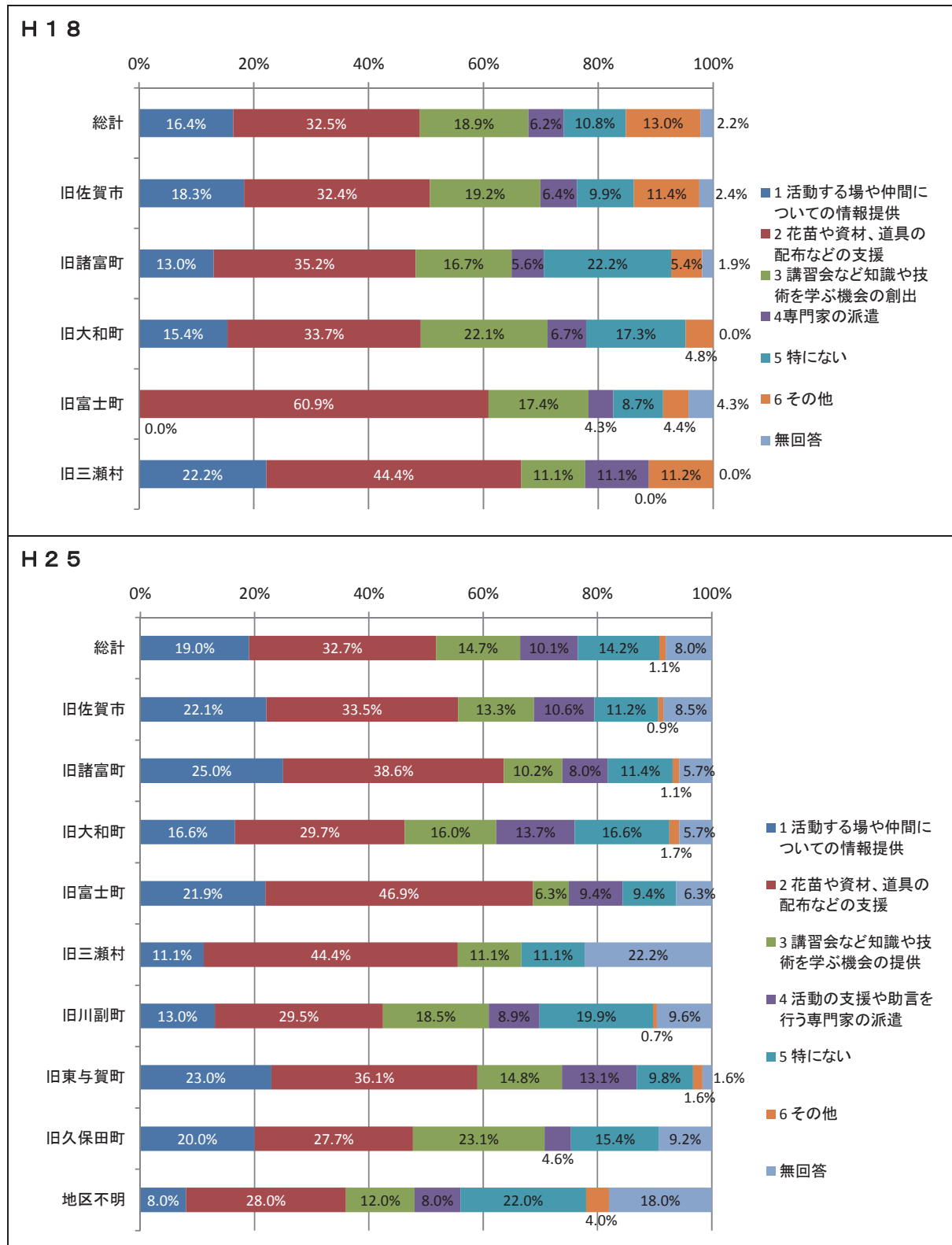
- ・全体として、H18と比べてH25では、募金を「実施している」人が微増。

### 【A～F各設問全体を通じて】

- ・H25では、「B 公園や地域の花壇で花づくりや清掃」、「E 植樹や草刈り（育樹）など森林の保全活動」のようなボランティア的活動の割合が増えている。地域の身近な活動に参加していることが伺える。
- ・旧三瀬村、旧富士町の山間部では、「E 森林保全活動」への参加が多く、他の地域との活動内容の違いが見られる。

## 設問13 みどりあふれるまちづくり

上記の活動をするにあたり、市からどのような支援があるとよいと思われますか。【〇は1つ】



## 結果)

- ・全体としてはH18、H25ともに、ほぼ同じ割合。市北部の旧富士町、旧三瀬村は、「花苗や資材、道具の配付などの支援」が特に高い。

## 用語の解説

【あ行】	
アダプト・プログラム	市民、各種団体又は事業所のボランティアが身近な公園、道路、河川などで実施する環境保全等の美化活動。公共空間を養子にみたく、里親の気持ちになって愛情をもって環境美化活動をしていただくもの。 (養子と里親の関係=アダプト (adopt))。
オープンスペース	公園、広場、河川、山林、農地など、建物によって覆われていない土地で道路などを除いた土地の総称。
SNS	Web 上で社会的ネットワーク（ソーシャルネットワーク）を構築可能にするサービス。「Social Networking Service」の略称。
【か行】	
学校版環境 ISO	環境にやさしい学校づくりを目指して考えられた佐賀市独自の認定制度。平成 22 年度までにすべての佐賀市立小・中学校が認定を取得。子どもたちが環境について自ら考え、目標を設定し、環境を保全する活動を企画・実践している。
川を愛する週間	昭和 56 年に第 1 回春・秋の「川を愛する週間」が実施され、水路の浄化をまちづくりの重要な課題として位置づけ、今日まで至る。 春は 4 月頃、秋は 10 月頃を「川を愛する週間」と定め、毎年約 10 万人が参加。
環境基本計画	環境行政の方向性を示す計画。第 2 次佐賀市環境基本計画は平成 27 年 10 月に策定。
環境教育	自然との調和に基づく持続可能な社会づくりを目的とする教育。平成 15 年に環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律が成立した。
間伐	育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて一部を伐採（間引き）し、残存木の生長を促進する作業。この作業により生産された丸太が「間伐材」。
協働	市民、市民活動団体、事業者、議会及び市長などが、それぞれの役割及び責務を自覚し、相互の自主性及び主体性を尊重し、対等な立場で助け合い、及び協力しながら活動すること。
金立山緑のシャワーロード	市北部の金立山南山麓に、森林浴、ハイキング、オリエンテーリングなどのコースとして整備した全長約 7.3 km の遊歩道。金立公園や金立教育キャンプ場と隣接しており、自然とふれあうことのできる憩いの森。
景観計画	景観形成の方向性を示す計画。佐賀市景観計画は平成 24 年 3 月に策定。
景観形成地区	特に重点的に景観の形成を図る必要があるとして「佐賀市景観条例」に基づき指定された地区。佐賀市では「長崎街道・柳町景観形成地区」と「城内景観形成地区」の 2 地区が指定されている。
景観賞	市民の景観に対する意識向上のため、市内にある建物や工作物、樹木やみどり、風景や景色などで、地域や都市の魅力を向上させ、またこれらの景観を創り出したり、支えてきた活動を表彰する制度。平成 9 年から実施している。
景観条例	ふるさと佐賀の美しい景観を守り、育て、創るために平成 23 年に施行された条例。

建築協定	住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進するなど建築物の利用を増進し、土地の環境を改善するために必要と認める場合において、土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者が当該土地について一定の区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準について協定を締結する制度。
耕作放棄地	農林水産省の統計調査（農林業センサス）における区分であり、以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。
巨勢川調整池	雨水流出量の増大がもたらす下流域などへの影響を軽減するため、大雨の際に一時的に雨水を貯留し、調整しながら放流する施設。筑後川、城原川及び嘉瀬川を導水路で連絡し、河川の流水の状況を改善するために実施されている佐賀導水事業の一つである。
混交林	性質の異なった 2 種類以上の樹種（針葉樹と広葉樹など）からなる森林。
<b>【さ行】</b>	
佐賀の風土に適した樹種	佐賀市の平坦部は、地下水が高く排水が悪いため、排水及び保水の良い客土で盛り土された造成地以外では、水に強い樹木（ナンキンハゼ、ヤナギなど）が適していると言える。この他、佐賀に昔からある樹木にはエノキ、クス、センダン、ムクノキ、アラカシ、イチヨウなどがある。
市街化区域	都市計画法に基づき、無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を図るため、都市計画区域を区分して、市街化区域と市街化調整区域に区域区分することをいわゆる「線引き」といい、線引きされた都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	線引きされた都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域。
自然公園	自然公園法で、優れた自然の風景地の保護と自然とのふれあいの増進を目的とし、自然公園を国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の 3 種類に体系化して、それぞれの指定、計画、保護規制などについて規定している。特別保護地区、特別地域（第 1 種、第 2 種、第 3 種）、普通地域があり、指定地域別に制限がある。環境省の所管。
指定管理者制度	保育所や公民館、文化会館、体育館など、公の施設の管理代行の制度。民間事業者や特定非営利活動（NPO）法人など幅広く公募し、費用や企画などの提案内容から、最もふさわしい施設の管理者を議会の議決を経て指定する。民間などのノウハウを導入することで効率化を目指す。
市民農園	野菜づくりなどができる区画を農家や個人が市民向けに貸し出すもの。
植生	その土地の環境に耐え、生き残って形成される植物集団の総称。
水源かん養機能	森林の土壌層に、雨水を浸透、貯留し、水質を浄化したり、河川の流量を平準化したりする機能。国土保全、自然環境の保全、地球温暖化の防止機能などとともに、森林の持つ公益的機能の一つ。
生物多様性	生物の多様さ（種の多様性、遺伝的多様性など）と、その生息環境の多様さ（生態系の多様性）を合わせていう。
世界遺産	1972 年のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）に基づいて、世界遺産リストに登録された遺跡や景観、自然など、人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」をもつ不動産。

【た行】	
多自然型川づくり	国土の保全のために必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、多様な河川の環境を保全したり、できるだけ改変しないようにし、また、改変する場合でも最低限度の改変にとどめるとともに、良好な自然環境の復元が可能となるように川づくりを行うもの。
棚田	傾斜地に等高線に沿って作られた水田。田面が水平で棚状に見えることから、こう呼ばれる。棚田は、雨水の保水や貯留による洪水防止、水源のかん養、多様な動植物や貴重な植物の生息空間や美しい景観の提供などの様々な役割を果たしている。
多面的機能支払交付金	水路、農道、ため池および法面など、農業を支えるための共用の設備を維持管理するために行われる地域の共同作業に支払われる交付金。平成26年度から実施。
地域制緑地	緑地効果による風致の保護や環境の保全などのために、都市計画法の風致地区や自然公園法、森林法の保安林等の緑地の整備、保全に関する法律制度に基づき、定められた緑地。
地区計画	都市計画法・建築基準法の中で規定される地区計画制度において、市町村が都市計画で定める計画。その地区の現状及び将来の見通しのなかで、良好な環境の形成または保持のため合理的な土地利用を行うことを目的とした秩序ある開発及び建築を行わせるもの。
都市計画マスタープラン	「都市計画法」第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、市町村がその創意工夫のもとで住民の意見を反映させて、都市づくりの具体性のある将来ビジョンを定めるもの。佐賀市都市計画マスタープランは平成22年3月に策定。
都市公園	基本的には、都市計画に「都市施設」として定められた公園や緑地で、地方公共団体によって設置されたものを言うが、都市計画に定められていなくても都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園や緑地も含まれる。また、国（国土交通省）が整備した国営公園も都市公園に含まれる（都市公園法第2条）。
都市公園施設長寿命化計画	市が管理する公園施設の経年劣化への対応及びライフサイクルコストの縮減などに取り組むため、公園利用者の安全、安心を確保しつつ、重点的、効率的な維持管理や更新投資を行うために策定。
都市緑地法	都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした法律。
【な行】	
農業振興地域農用地	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後とも農業振興を図る地域として知事が指定する農業振興地域内の土地で、長期にわたり農業経営を行う区域として、農業目的以外の土地利用が制限される区域。
農村振興総合整備事業	地域が自ら考え設定する個性ある農村振興の目標の達成が図られるよう、住民参加のもと、関係府省と連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤と農村生活環境の整備を総合的に実施する事業。
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地など）を定めて設定する区域。

【は行】	
花とみどりのまちづくりリーダー	花やみどりに関する基礎知識の習得から花壇づくりの実習までの講座を受講修了後、講座で得た知識を活かしてみどりあふれるまちづくりを実践する人材。
パークメイト	樹木の管理の仕方や、せん定などの方法について学び、市内の公園で実践活動ができる人材。
バリアフリー	高齢者や障がい者などが社会生活していくうえでの物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障がい除去するという考え方。
ビオトープ	本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。
風致地区	都市の自然風致（樹林、水辺などの自然豊かな土地、郷土的意義の高い土地、みどり豊かな住宅地などを含む良好な自然的環境）を維持するために指定される地区。
保安林	水源のかん養など特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。
保健・文化機能	健康増進効果や行楽、スポーツの場の提供による保健機能、また観賞や芸術の対象として人々に感動を与えるほか、伝統文化伝承の基盤として日本人の自然観の形成、環境教育や体験学習の場としての文化機能。
保存樹保護制度	「佐賀すみどりあふれるまちづくり条例」に基づき、所有者などの同意のもと、古くから伝わる古木や巨木を「保存樹」として指定するもの。指定されると、樹木の健康調査や治療、損害賠償保険の加入などの支援がある。通常の維持管理は所有者などが行う。
ほ場整備	生産性の向上とともに農村環境の整備、地域活性化などを目的とする農地基盤の整備。区画の規模や形状の変更、用排水、道路などの整備のほか、農地の利用集積や非農用地の創出による土地利用の秩序化などを行う。
【ま行】	
マルチング	せん定枝などをチップ化し、地温調整、水分保持、雑草防止等のために樹木の根元にまくこと。
みどりあふれるまちづくり条例	緑化の推進及びみどりの保全などに関し必要な事項を定め、本市のみどりを豊かなものにするを目的とした条例。平成20年6月施行。
みどり重点地区	「佐賀すみどりあふれるまちづくり条例」に基づき、良好な都市環境を創り出すために緑化を重点的に推進することが必要である区域を指定。
民有林	国有林以外をいい、個人、会社、社寺などが所有する私有林、都道府県、市町村、財産区等が所有する公有林に区分される。
【ら行】	
ラムサール条約	水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全や適正な利用を目的として、1971年2月、イランのラムサールで開催された国際会議で採択された条約。
緑化協定	連続する3区画以上の敷地の所有者などと市が、道路沿い（接道部）のみどりを増やし、維持管理をしていく合意ができた時に締結する協定。ただし、「みどり重点地区」では1区画の敷地の所有者などでも緑化協定の締結ができる。

緑化支援事業	「佐賀市みどりあふれるまちづくり条例」に基づき、緑化協定を締結した区域内において、接道部の緑化を図ろうとする者に対してその費用の一部を補助する制度。
<b>【わ行】</b>	
ワークショップ	あるテーマについて多様な立場の人々が参加し、協働作業を通じてアイデアを出し合って意志決定をする集まり。

